

2020年11月12日

鳩山町太陽光発電施設説明会実施報告書

鳩山町長様

住所 東京都千代田区神田須田町一丁目 16 番地 5
報告者 氏名 株式会社 プロメディア
代表取締役 尾高 智明
電話(03-3527-9133)

鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1.発電施設の名称	ソーラーオーナーズ No.422A 埼玉・比企郡鳩山町
2.設置場所	鳩山町大字熊井字南大久保 2222 他 4 筆
3.実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他(回覧・町の HP に掲載)
4.実施日時	2020年10月1日～10月15日
5.実施場所	上熊井、下熊井地区内
6.説明者	住所 東京都千代田区神田須田町一丁目 16 番地 5 氏名 株式会社 プロメディア 代表取締役 尾高 智明
7.回覧対象世帯	40世帯
8.協議相手方名	上熊井、下熊井地区内
9.要望・意見等の内容及び その対応等	別紙のとおり

添付書類

説明概要、説明会等において配付又は使用した資料、隣接住民等からの意見とその対応策についてまとめた書類を添付してください。

2020年 11月 12日

鳩山町太陽光発電施設説明会実施報告書

鳩山町長様

住所 東京都千代田区神田須田町一丁目 16番地 5
報告者 氏名 株式会社 プロメディア
代表取締役 尾高 智明
電話(03-3527-9133)



鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1.発電施設の名称	ソーラーオーナーズ No.422B埼玉・比企郡鳩山町
2.設置場所	鳩山町大字熊井字南大久保 634 他 5 筆
3.実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他(回覧)
4.実施日時	2020年10月1日～10月15日
5.実施場所	上熊井、下熊井地区内
6.説明者	住所 東京都千代田区神田須田町一丁目 16番地 5 氏名 株式会社 プロメディア 代表取締役 尾高 智明
7.回覧対象世帯	40世帯
8.協議相手方名	上熊井、下熊井地区内
9.要望・意見等の内容及び その対応等	別紙のとおり

添付書類

説明概要、説明会等において配付又は使用した資料、隣接住民等からの意見とその対応策についてまとめた書類を添付してください。

ソーラーオーナーズNO 4 2 2 A、B 埼玉比企郡 鳩山町」住民説明会代替回覧に関する質問、要望の回答

- Q 造成計画の概要によると、「事業地を調整池とする」とありますが、具体的にどういうことでしょうか？
ソーラーパネルが敷設された場所に、水が溜まるようになるという意味でしょうか？
- A 「ソーラーパネルが敷設された場所に、水が溜まる」という表現も誤りではありませんが、正確には他の場所へ雨水等を放流せずに、事業地全体で浸透処理を行うという意味です。
- Q 貴社では、「安全性や耐久性については、経済産業省の認定を受けている」としていますが、すでに国の基準を超えた自然災害が起きている事に対して、どのような見解をお持ちでしょうか？近年、想定外の豪雨や風速80mと予想される台風が近づくことがあるなど、これまでの基準では対応できないような気候変動事例が毎年のように起きています。それを踏まえて、貴社のリスクマネジメントとして、国の基準以上の安全性を検討されていると思いますが、どの程度の風速や雨量までなら耐えられる設計をしていますか？
- A 国の基準を超えた自然災害が起きていることは大変憂慮される事態と考えます。当社としても、こうした事態に対応するべく企業努力をしています。具体的には、風速は34m（鳩山町の基準風速は30m）、雨量であれば100ml/h（鳩山町の平均降雨強度は57ml/h）まで耐えられる設計をしております。今後も、より改良等が出来ればそれを使用していく予定です。
- Q 説明資料の中で、CO2を960トン削減でき、それは木々6万8千本以上に相当するという意味（と思われる）の表現がありますが、ソーラーパネルを敷設するために伐採する木の数は何本程度になるのでしょうか？
- A 本事業地のうち、地目山林は1筆（1, 215m²）のみです。確かに事業地の多くを占める農地も山林化が進んでいますが、これは本来の土地利用から外れた現状です。正確な数字は実際に伐採しなければ分かりませんが、当社としては山林部分の樹木は100本から200本程度と考えています。
いずれにしても、木々6万8, 000本相当のCO2削減の効果は大きいものと考えます。

Q 設置予定の地域には、絶滅危惧種に指定されている動植物が生息していると考えられます。それらの調査・保護は行いますか？

A 鳩山町より埼玉県オオタカ等保護指針に基づく配慮を行うよう指導をいただいております。その他として、埼玉県みどり自然課からは、事業地は絶滅危惧種の保存法及び希少種条例における保護区等には該当しないものと回答をいただいております。当社としては、鳩山町及び埼玉県よりいただいた指導をもとに、対策をしていく予定です。

Q 雜草対策はどのように行う予定でしょうか？

A 雜草対策としては、環境への配慮のため除草剤等は使わずに入手による草刈りを行います。

Q 太陽光発電施設設置事業者の方は、「地球環境のために太陽光発電施設が必要だ」という考え方で事業を推進していらっしゃると思いますが、この鳩山町の例のように、緑を削る（自然破壊）行為についてはどのようにお考えですか？

A 当社としては、地権者の方々のご意向も踏まえながら、その土地にとってどのような利用形態・状態が一番適しているのかを考えています。
例えば管理が行き届かない山林や耕作が放棄された農地について、どのように対応すべきなのか、地権者の方々も自治体も深く憂慮されています。
ご質問のとおり、雑草対策一つとっても、地権者の方々が単独で広い面積の農地や山林を手刈りで管理できるかといえば、不可能です。
結果として管理がなされない放棄地が増えていくのは、虫害や山火事の原因にもなりかねません。

Q 計画をAとBに分けて、FIT認定を受けた理由、
Bを6分割してA299.7kWごとにFIT認定を受けています。その理由は何でしょうか？

A 本件事業のA地とB地との間に赤道が存しております、自然的地形を考慮した結果、二つの事業地として開発することが妥当と考えました。

Q 計画地が以前に谷を埋めて大規模に造成された土地ですが、そこに堰堤をつくり大雨対策とし自然浸透で処理するとなっていますが、堰堤の構造、材質はどのようなものでしょうか？
満水時の堰堤の強度設計をどのようにしたか、算出の根拠を説明してください。
12時間雨量400mmを超える降雨量に耐えられるでしょうか？

A 本件事業では、鳩山町の太陽光発電設備設置に関する要綱（以下「要綱」といいます。）の基準に基づき、適切に実施する予定です。堰堤は盛土にて行う予定です。要綱の基準は、平均降雨強度（57m³/h）の約2倍近い100m³/hを平均降雨強度として、設計しております。
同基準によれば、12時間で400mmを超える降雨量にも耐えられるものと考えます。また、事業実施にあたり地質調査を実施しております。

- Q 貴社の住民説明会は、コロナを理由に回覧板で実施しています。ほかの会社は、大豆戸地区の住民説明会を、本来の形で二度実施しています。地区の公会堂が狭いのであれば、町の公会堂を借りることもできます。本来の住民説明会をしない理由を教えてください。貴社が「住民の理解」のために、直接に住民と向き合うことをしない理由を知りたいのです。
- A 弊社としては「住民への理解」と「住民の安全」とを両立出来ればと考えています。コロナ禍が猛威を振る昨今で、万が一でも弊社の説明会にて問題が生じた場合を考え、鳩山町と自治会と話し合った結果、説明会ではなく回覧板での実施とさせていただきました。

1、弊社の基本的な考え方

弊社としては、本件事業に関しては鳩山町とも協議し、町の要求する基準に基づき適切な形で事業を実施する予定です。

具体的には、環境に配慮して事業地内に敷く碎石は最小限にし、底地にある草は現状のとおりとする予定です。環境への配慮のため雑草対策も除草剤等は使わずに入手による草刈りを行います。また、事業地の境界には小堰堤を設け、境界とパネルとの間に空間を作ります。

工事についても、鳩山町の求める基準に基づき、周辺環境に配慮し、近隣住民の方々にご迷惑をお掛けしないよう行います。

太陽光発電設備については、心配される反射光や騒音・振動による生活環境への影響も、立地上考えられません。

以上のとおり、弊社としては、最大限の配慮と努力に基づき、適切に事業を実施いたします。

2、弊社の行う事業について

(1) 事業地について

本件事業では、鳩山町の太陽光発電設備設置に関する要綱（以下「要綱」といいます。）の基準に基づき、適切に実施する予定です。要綱の基準は、平均降雨強度（ $5.7 \text{ m}^3/\text{h}$ ）の約2倍近い $10.0 \text{ m}^3/\text{h}$ を平均降雨強度として求められており、安全安心に留意出来るものと考えます。

また、本件事業地では他地域への放流を行う予定はありません。原則として事業地内浸透による対応を行います。したがって、放流を行うにあたり必要となるであろう地表面に対する筋工等の措置をとることは考えておりません。

事業地外周には小堰堤を設け、周囲への影響を最小限にしつつ、外環境との調和を目指します。また、環境配慮として、埼玉県みどり自然課より埼玉県オオタカ等保護指針に基づく配慮を行うよう指導をいただいております。その他として、埼玉県みどり自然課からは、事業地は絶滅危惧種の保存法及び希少種条例における保護区等には該当しないものと回答をいただいております。

（2）事業期間について

事業期間については、現状回覧資料に記載したとおり、20年間を予定しています。もっとも、地域インフラにも資するであろう太陽光発電設備の取り扱いとして、地権者様とも話し合い、延長して事業を行うことも検討しています。事業を延長しない場合には、設備を撤去し更地にした上で返還することを原則とし地権者様と協議しながら決定する予定です。また、事業期間中は弊社が事業者として撤去まで責任を持つ覚悟です。仮に、他社へ事業譲渡する場合でも、当然弊社が負う責任を譲渡者に対し負担するよう契約書等により明確に定めます。

（3）設備の安全性等について

本件事業に用いる架台等設備は、いずれもJIS規格に適合しているものを使用いたします。その他、事業実施にあたり地質調査を実施いたしました。いずれも問題がないものと考えます。また、騒音や振動、反射光については、以下のとおりと考えます。パワーコンディショナーについては、近隣住民の方々に影響が出るような騒音や振動が発生することはないと考えます。パネルの反射光については、ARフィルムが使用されているパネルを用いることで、対策出来るものと考えます。もっとも、いずれも実際に被害が生じた場合には、適切に対応いたします。このために、社内に近隣住民の方々からの対応窓口を設け、連絡をいただいた際には適切に対応いたします。

設置するアレイについては、既に説明したとおり、環境に配慮して除草剤等を原則使用せずに雑草を草刈にて処理しますので、一定程度アレイの高さが必要となります。アレイの配置については、小堰堤を設けることもあり、敷地境界から一定の距離を置いています。パネルや付帯設備は華美なものではなく、通常の規格のものとなります。

（4）工事関係

本件事業については、上記（1）にて述べたとおり、鳩山町役場の定める要綱に基づき行う予定です。工事にあたっては、隣接地権者の方々にご迷惑をおかけしないように配慮して行う予定です。詳細な工事計画やこれに関する資料・見積もり等については、必要な許認可等を得る際に鳩山町役場に提供する予定です。これら資料については、弊社の経営情報も含まれますため、この場での回答・公開は差し控えますことご理解ください。

工事にあたり、切土盛土は行う予定ですが、残土客土の持ち込みは予定しておりません。事業地は兼用調整池であり、排水はせずに事業地内で浸透する予定です。要綱のとおり流出係数を計算しています。構造物等を作るわけではありませんので、工事に伴う汚泥等排水はないものと考えます。